

衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 23.5.24 第 177 回国会第 14 号

5 月 24 日（火）第 14 回の委員会が開かれました。

1 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 50 号）

・参考人から意見を聴取し、質疑を行いました。

（参考人）東京大学名誉教授 社会保障審議会会長

社会保障審議会介護給付費分科会分科会長

財団法人日本訪問看護振興財団常務理事

一般社団法人日本介護支援専門員協会会長

東京介護福祉労働組合書記長

立教大学コミュニティ福祉学部福祉学科教授

大 森 彌君

佐 藤 美穂子君

木 村 隆 次君

田 原 聖 子君

服 部 万里子君

（質疑者及び主な質疑内容）

藤 田 一 枝君（民主）

- ・本法律案では地域包括ケアの実現を目指し、定期巡回・随時対応サービスを創設する。一方、新サービスにも様々な課題がある。来春の介護報酬・診療報酬の同時改定に向けては、どういう視点で介護保険制度を設計すべきか大森参考人の意見を伺いたい。
- ・在宅の介護サービスを充実するため、どのような政策を優先すべきと考えるか服部参考人に伺いたい。
- ・介護保険制度における市町村の役割及び低所得者に対する補給給付の在り方など介護保険と社会扶助の関係について大森参考人の意見を伺いたい。

あ べ 俊 子君（自民）

- ・介護保険制度においては利用者の A D L が下がると報酬の点数が上がる。一生懸命ケアして状態が良くなるより、放っておいて悪くなったほうが事業者の収入が増えるという矛盾がある。利用者の心身の状態を維持・改善したことに対するご褒美が必要だと考えるが、大森参考人はどう考えるか。
- ・介護職員等が在宅においてたんの吸引等を実施する際、安全性確保のためには何が必要か、また、介護職員等によるたんの吸引等の実施を認める今回の改正が行われることになったのはなぜか、佐藤参考人に伺いたい。
- ・ケアマネジャーは公正中立でなければならないので、サービス提供事業者とケアマネジャーを分離することが重要だと考えるが木村参考人にコメントいただきたい。

古 屋 範 子君（公明）

- ・本法律案により創設される定期巡回・随時対応サービス

を実効性あるものとし、普及させるためには何が必要と考えるか木村参考人にお聞きしたい。

- ・介護職員等の処遇改善のため、介護報酬の引上げや介護職員処遇改善交付金の創設を行ったが、処遇改善は更に進めなくてはならない。今後の方向性について大森参考人に伺いたい。
- ・在宅の要介護者は軽度者が多く、生活援助サービスが重要であるとの指摘があった。今回の改正においては軽度者のサービス給付削減等は見送りとなったが、今後、軽度者に対する給付の在り方をどうすべきか服部参考人に伺いたい。

高 橋 千鶴子君（共産）

- ・介護職員等が行うことができるたんの吸引等の医行為の範囲を法律によらず厚生労働省令で定めることができることについて、佐藤参考人及び田原参考人の見解を伺いたい。
- ・田原参考人は「外出・文化レクリエーション業務」に介護報酬を設定し介護労働者に賃金を支払ってほしいと要望されているが、その趣旨について伺いたい。
- ・本法律案で創設される介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスと予防給付とをどう振り分けていくべきか、大森参考人及び木村参考人の見解を伺いたい。

阿 部 知 子君（社民）

- ・介護予防・日常生活支援総合事業の財源を介護保険で賄うことについて大森参考人の見解を伺いたい。
- ・定期巡回・随時対応サービスの創設はこれまでの訪問看護ステーションの地域定着に向けた流れの芽を摘むことになるのではないかと懸念があるが、佐藤参考人の見

解を伺いたい。

- ・ケアマネジャーの作成するケアプランが利用者本位のものとなるための方策について、木村参考人の見解を伺いたい。

柿澤 未 途君(みんな)

- ・夜間対応型訪問介護サービスの利用率は著しく低迷していたが、その検証を十分に行わないまま定期巡回・随時対応サービスを導入しても実効性が上がるのか疑問であるが、大森参考人及び服部参考人の見解を伺いたい。
- ・要介護認定の方法について平成 21 年に見直しが行われた

が、要介護度が軽く判定されるケースが続出するなど混乱が生じ、再度見直しが行われた。制度変更は慎重に行わなければ、制度に対する信頼を損ねるのではないかと大森参考人の見解を伺いたい。

- ・定期巡回・随時対応サービスでは看護職がマネジメントの主導的役割を果たすことになるが、看護職が継続的なマネジメントの役割を担っていくことができるのか、佐藤参考人の見解を伺いたい。